

問



西山富三郎議員

①法の内容をどう生かしているか。

②人権啓発と業務のあり方は。

③町民との課題は。

④課題と発信は。

答 森田町長

①平成12年に公布・施行され10年の節目である。

部落差別をはじめ、あらゆる差別と人権侵害を解消

町長

生かされているか  
人権啓発推進法

人権総合計画を策定している

するために、学校、家庭、地域、職場など様々な場所で教育・啓発の推進を図るべきもの。

5条には、地方公共団体の責務があり、人権啓発総合計画を策定している。

②町民に問題提起と持続的な学習を行うことである。業務のあり方は人権の視点に立脚して推進すべきであり、各職場における人権研修の

取り組みが必要と考える。各団体が参加している推進者養成講座の充実に努める。

③人権啓発は行政責務として、町民と共にあらゆる人権問題の解決のために取り組んでいる。人権・同和教育推進協議会、関係機関団体とも協力し事業を展開する。

④本町実施計画の研究、人権啓発担当者の育成、職員に対する人権研修の実施・

啓発面では、小地域懇談会の推進体制の見直しをはじめ、町民の効果測定やニーズの把握についても調査研究する。人権交流センターを拠点として、他の機関、団体との連携を深め発信を行う。

答 伊澤教育委員長

学校教育の柱としている。さまざまな場面で人権尊重の実践を行っており、子どもたちが大人社会を少しずつ変えていくと確信している。



なかよく遊ぶ小学生

問

まちづくりの柱は

町長 住民と行政が共に汗を流す

まちづくりの柱は、1つには人づくり、2つ

には基盤づくりが大きな柱だと思ふ。

①地域を支える町民協働の推進は。

②自治体像は。

③保育所の子ども育成は。

答 森田町長

①増大、多様化する地域課題を解決していくことは、町民と行政がパートナーシ

ップに基づいて協働していくことが求められている。住民自治組織の活性化に向けた取り組みは、その1つとして重要なことと考える。「住民が主役」との理念で町政を進める。

②目標に向かって、住民と行政が両輪となり協働し前進しなければならぬ。集落の健康診断は、現状を認識し、課題の解決をしていくものである。

これからの自治は、行政と住民が共に汗を流すこと。その基盤づくりを集落の健康診断という形で進めている。③平成18年度から教育委員会が所管している。保育所は、本来、就労支援の施設だが、本町は人として生きていく基盤となる基本的な生活習慣づくり、仲間づくり、就学前教育の場として位置づけ、家庭との連携を密にしている。本町独自に「幼児教育プログラム」を作成し、統一的な目標、保育内容に創意工夫をこらしながら保育に当たっている。



子どもたちの姿が見られない

答 伊澤教育委員長

員会が所管している。

保育所は、本来、就労支援の施設だが、本町は人と

して生きていく基盤となる基本的な生活習慣づくり、仲間づくり、就学前教育の場

として位置づけ、家庭との連携を密にしている。本町

独自に「幼児教育プログラム」

を作成し、統一的な目標、

保育内容に創意工夫をこらしながら保育に当たっている。